

平成 20 年 2 月 12 日

各 位

会社名 株式会社グレース
代表者 代表取締役社長 高山 哲夫
(コード番号：4790 大証第二部)
問合せ先責任者 財務部長 水谷 健二
(TEL 03-5770-5233)

破産手続開始の申立てに関するお知らせ

弊社は、平成 20 年 2 月 12 日開催の取締役会において、破産手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に申立てを行い破産手続開始が決定されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このような事態になり、皆様にはご心配、ご迷惑をおかけする事態となりましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 申立の理由

弊社は、グループ全体の経営戦略及び経営管理事業を行なっている純粋持株会社であります。グループには、鉄骨建築及びプレハブに強みのある建設会社の日東工営株式会社、その子会社日東リースサービス、高級建築及コンバージョンに強みのある藤栄建設株式会社、鉄骨・鋼構造物の設計・製作・施工を行なう大川スチール株式会社、建設資材の販売・施工を行なう総合建設商社の株式会社東京トレーディング、マンションのモデルルーム建設を請負う株式会社アレックス、株式会社福岡グレースデザインがあり、企業集団グレースグループを形成しています。

弊社は、金融機関及び子会社である日東工営株式会社から借入れを行い、一部グループ会社への融資を行ってきましたが、業績の悪化により、当該グループ会社から貸付金の返済を受けることができず、資金繰りが悪化したため、平成 20 年 2 月 12 日に予定されている金 2 億円の返済資金を手当することができません。同日第 1 回目の手形不渡りを出す予定ですが、弊社は持株会社であり単独で収益は上げられないところ、資金調達ができず、支払不能に陥りました。

2. 負債総額（平成 19 年 12 月 31 日現在当社単体）

合計 3, 527, 023 千円（うち金融負債が約 2.4 億円）

3. 今後の見通し

今後につきましては、破産管財人のもと、清算を行っていくこととなります。

(ご参考) 申立の概要

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 申立日 | 平成20年2月12日 |
| (2) 管轄裁判所 | 東京地方裁判所 |
| (3) 事件名 | 破産手続開始申立事件 |
| (4) 申立代理人弁護士 | 今井健夫 (三宅・今井・池田法律事務所) |

以上